説明の理解		大声・奇声を出す	異食行動	多動・行動停止	不安定な行動	自らを傷つける行為	他人を傷つける行為	不適切な行為	突発的な行動	過食・反すう等	てんかん
1．理解できる	1．支援が不要										
	2．希に支援が必要										
	3．月に1回以上の支援が必要										
2．理解できない	4．週に1回以上の支援が必要										1．年に1回以上
3．理解できているか判断できない	5．ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要										2．月に1回以上
											3．週に1回以上

第八　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号イの⑵中「共同生活介護、」を削り、同号ヘ中「第百三十七条又は第二百七条」を「第二百七条又は第二百十三条の二」に、「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「第百三十八条第一項又は第二百八条第一項」を「第二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項」に、「指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、ただし書を削る。

第九　食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号ロ中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第十　指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「心身の状態」を「支援の度合」に改める。

第十一　厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）を次のように改正する。

第七号中「第八号」を「第七号」に改める。

第九号イ中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第十二　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）を次のように改正する。

第四号を削り、第五号中「第10の1」を「第9の1」に改め、同号を第四号とし、第六号中「第11の1」を「第10の1」に改め、同号を第五号とし、第七号中「第12の1」を「第11の1」に改め、同号を第六号とし、第八号中「第13の1」を「第12の1」に改め、同号を第七号とし、第九号中「第14の1」を「第13の1」に改め、同号を第八号とし、第十号中「第15の1」を「第14の1」に改め、同号を第九号とし、第十一号中「第16の1」を「第15の1」に改め、同号の表中「世話人」の下に「、生活支援員」を加え、同号を第十号とする。

第十号の次に次の一号を加える。

十一　介護給付費等単位数表第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の⑴の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

第十三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八十四条において準用する同令第百七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等

第一号中「第百七十一条並びに」を削り、「第二十二条及び第百四十四条」を「第百七十条の二」に改める。

第四号中「第10の1」を「第9の1」に改める。